「人権方針」

本方針は、当社及び関連会社の全役員・従業員に適用されます。また、すべてのビジネスパートナー及び関係者の皆様にも、本方針に従う事業活動に対して、ご協力頂くようお願い申し上げます。

１．人権の尊重

当社は、事業活動において、人種・民族・信条・性別・社会的身分・宗教・国籍・年齢・性的指向・性自認・心身の障がい等に基づく差別を容認せず、これらの多様性を尊重し、人権侵害を看過しないよう最大限に配慮します。

２．国際規範の支持・尊重

当社及び関連会社は、国連グローバル・コンパクトに賛同する企業として、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働における基本原則および権利に関する宣言」などの人権に関する国際規範を支持・尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り本方針を策定し、人権尊重の取り組みを推進します。

３．法令遵守

当社及び関連会社は、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。なお、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合は、人権に関する国際規範を最大限尊重するための方法を追求します。

４．人権課題への配慮

（１）安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供

当社及び関連会社は、従業員に対して、安全で衛生的かつ健康的な労働環境を提供します。

（２）非人道的な扱いの禁止

当社及び関連会社は、身体的・精神的な虐待、ハラスメント行為を含むあらゆる非人道的な扱いを禁止します。

（３）結社の自由及び団体交渉権の尊重

当社及び関連会社は、労使関係における結社の自由及び団体交渉権等の労働者の権利を尊重します。

（４）強制労働の禁止

当社及び関連会社は、すべての従業員をその自由意思において雇用し、従業員に強制的な労働を行わせず、また、一切認めません。

（５）児童労働の禁止

当社及び関連会社は、児童労働を認めず、法に定められた最低就業年齢を守り、１８歳未満の者を危険有害労働に従事させず、また、一切認めません。

（６）地域社会への配慮

当社及び関連会社は、事業活動に際し、土地の権利・水へのアクセス・健康・先住民の権利その他地域社会における人権に対する影響を最大限配慮します。

（７）労働条件

当社及び関連会社は、事業を行う国・地域の労働関連法令を遵守し、適切な賃金・労働時間・福利厚生を保証することで、全役員・従業員に良好な労働条件を提供することに努めます。

５．推進体制

本方針の実施に関する最高責任者は取締役社長とし、管理事業本部がその推進と運用を監督します。主要な人権課題について改善に向けた目標を設定し、成果を具体的に確認します。

また、社会情勢や事業リスクの変化を鑑み、本方針を定期的に見直し、継続的な改善に努めます。

６．人権デューデリジェンス

当社及び関連会社は、人権デューデリジェンスの取組みを通じて、当社事業における人権へ負の影響を特定し、その防止又は軽減を図るよう努めます。

７．救済・是正

当社及び関連会社は、事業活動により、人権に負の影響を引き起こし場合又は助長した場合には、ステークホルダーとの対話や適切な手続きを通じてその救済と是正に取り組みます。また、社内外のステークホルダーが利用可能な通報窓口を設置し、窓口への通報者に対する匿名性・秘匿性を担保して、運用して参ります。

８．対話・協議

当社及び関連会社は、人権に関するすべての取り組みを進めるにあたり、従業員、ビジネスパートナー、お客様、地域社会、専門家等のステークホルダーとの対話を重視し、誠実に協議を行います。

９．教育・啓発

当社及び関連会社は、全役員・従業員に対し、本方針を理解し、適切な行動がとれるようにするために、必要な教育を実施し、人権啓発に取り組んで参ります。

１０．情報開示

当社及び関連会社は、人権に対する取り組み及び進捗状況について、適切に情報を開示します。

2026年2月5日
旭日産業株式会社
取締役社長
児玉幹雄